

第54号議案

豊岡市事務分掌条例及び豊岡市行政改革委員会条例の一部を改正する
条例制定について

豊岡市事務分掌条例及び豊岡市行政改革委員会条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

行政改革を行財政改革に改め、財政に関する改革の取組みを明確にするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市事務分掌条例及び豊岡市行政改革委員会条例の一部を改正する条例

(豊岡市事務分掌条例の一部改正)

第1条 豊岡市事務分掌条例（平成17年豊岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号エ中「行政改革」を「行財政改革」に改める。

(豊岡市行政改革委員会条例の一部改正)

第2条 豊岡市行政改革委員会条例（平成17年豊岡市条例第232号）の一部を次のように改正する。

題名中「豊岡市行政改革委員会」を「豊岡市行財政改革委員会」に改める。

第1条中「豊岡市行政改革委員会」を「豊岡市行財政改革委員会」に改める。

第2条第1項第1号及び第2号中「行政改革」を「行財政改革」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市事務分掌条例及び豊岡市行政改革委員会条例の一部を改正する条例案 要綱

1. 改正の内容

(1) 豊岡市事務分掌条例の一部改正（第1条関係）

政策調整部の分掌事務の一部を、行財政改革の推進に関する事項に改めること。（第2条関係）

(2) 豊岡市行政改革委員会条例の一部改正（第2条関係）

ア 豊岡市行政改革委員会の名称を、豊岡市行財政改革委員会に改めること。
（題名、第1条関係）

イ 豊岡市行財政改革委員会の所掌事務を、行財政改革に関する大綱の策定に関する事項等を調査審議に改めること。（第2条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市事務分掌条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
(部の事務分掌) 第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 政策調整部 ア～ウ 略 エ <u>行政改革</u> の推進に関する事項 オ～ケ 略 (2)～(8) 略	(部の事務分掌) 第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 政策調整部 ア～ウ 略 エ <u>行財政改革</u>の推進に関する事項 オ～ケ 略 (2)～(8) 略

豊岡市行政改革委員会条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
豊岡市行政改革委員会 条例 （設置） 第1条 社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行政を推進するため、<u>豊岡市行政改革委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>行政改革</u> に関する大綱及びその実施計画の策定に関すること。 (2) <u>行政改革</u> に関する大綱及びその実施計画の進行管理に関すること。 (3) 略 2 略	豊岡市行政改革委員会条例 （設置） 第1条 社会経済情勢の変化に対応した持続可能な行政を推進するため、<u>豊岡市行政改革委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) <u>行財政改革</u> に関する大綱及びその実施計画の策定に関すること。 (2) <u>行財政改革</u> に関する大綱及びその実施計画の進行管理に関すること。 (3) 略 2 略

第55号議案

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

個人市民税に係る非課税の範囲の拡大、軽自動車税の環境性能割に係る税率を軽減する特例等、地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例

(豊岡市市税条例の一部改正)

第1条 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の2中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

第2条 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項の

うち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の右に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって提出」を「により提出」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「によって申告」を「により申告」に改める。

第81条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加える。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車（法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 兵庫県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたこ

とを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に
係る３輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例による
こととされた法第161条第１項に規定する申告書を提出すべき当該３輪以上の
軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用す
る。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の
額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算し
た金額とする。

附則第15条の２を附則第15条の２の２とし、附則第15条の次に次の１条を加え
る。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の２ 法第451条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）
に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）
に対しては、当該３輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月１日から令和２年
９月30日までの間（附則第15条の６第３項において「特定期間」という。）に
行われたときに限り、第80条第１項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性
能割を課さない。

附則第15条の３中「対しては、」を「対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の
減免の例により」に改める。

附則第15条の６に次の１項を加える。

- 3 自家用の３輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の４（第２
号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取
得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の２」とあるのは、
「100分の１」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第１項」に改め、「指定」の右に
「（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同
条に次の３項を加える。

- 2 法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する
第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年４月１日から令和２
年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自
動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和２年４月１日から令和３年３月31
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和３年度分の軽自動車税の
種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第２号ア(イ)	3,900円	1,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

第3条 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年豊岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、豊岡市市税条例第82条第2号アの改正規定中

「(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」を

「(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円」に改め、同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の右に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号

の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1項第4号中「平成31年」を「令和元年」に改める。

附則第5項及第14項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第15項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第5条 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年豊岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、豊岡市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の右に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の右に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告について

は、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1項第4号中「平成31年」を「令和元年」に改め、同項第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年」を「令和2年」に改め、同項第6号中「平成32年」を「令和2年」に改め、同項第7号及び第8号中「平成33年」を「令和3年」に改め、同項第9号中「平成34年」を「令和4年」に改める。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第16項中「平成31年」を「令和元年」に改める。

附則第18項及び第19項中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附則第20項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第21項及び第22項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第24項及び第25項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第26項中「平成34年」を「令和4年」に改める。

附則第27項及び第28項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7項の規定 令和元年10月1日
 - (2) 第2条中豊岡市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第2項の規定 令和2年1月1日
 - (3) 第3条中豊岡市市税条例第24条の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年1月1日
 - (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第9項の規定 令和3年4

月 1 日

（市民税に関する経過措置）

- 2 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例（次項及び第 4 項において「2 年新条例」という。）第 36 条の 2 第 6 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 3 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき豊岡市市税条例第 36 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する申告書について適用する。
- 4 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）第 1 条の規定による改正後の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号。以下この項において「新所得税法」という。）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（新所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する 2 年新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。
- 5 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 3 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 2 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 7 附則第 1 項第 1 号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例（以下「元年 10 月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年 10 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 8 元年 10 月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 9 附則第 1 項第 4 号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市市税条例の一部改正（第1条、第2条、第3条関係）

ア 個人の市民税において、児童扶養手当を受給している児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者であつて、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者を、非課税措置の対象に加えること。（第24条関係）

イ 給与所得者等が単身児童扶養者に該当する場合は、扶養親族等申告書に記載しなければならないこと。（第36条3の2、第36条3の3関係）

ウ 軽自動車税の環境性能割について、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に、排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽自動車であつて自家用のものを取得したときに限り、その性能により環境性能割を課さないこと又は環境性能割の税率を2%から1%に軽減すること。（附則第15条の2、第15条の6関係）

エ 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例により兵庫県知事が環境性能割の賦課徴収をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき判断すること等を定めること。（附則第15条の2の2関係）

オ 軽自動車税の種別割について、排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対する軽減の特例を定め、ガソリン車にあつては令和2年度取得分までを適用対象とし、電気自動車、天然ガス自動車等にあつては令和4年度取得分までを適用対象とすること。（附則第16条、附則第16条の2関係）

カ その他所要の規定の整備を行うこと。

(2) 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第4条、第5条関係）

ア 法人の市民税の申告について、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難と認められる場合は、書面により申告書を提出することができること。（第48条関係）

イ その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

(1) この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。（改正条例附則第1項関係）

(2) 市民税、固定資産税及び軽自動車税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。（改正条例附則第2項から第9項関係）

豊岡市市税条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
附 則 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 略 第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～3 略 4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	附 則 （個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の3 略 第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～3 略 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

7	法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	7	法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
8	法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。	8	法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。
9	法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	9	法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
10	法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。	10	法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。
11	法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	11	法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
12	法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	12	法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
13	法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。	13	法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。
14	法附則第15条第37項の条例で定める割合は3分の2とする。	14	法附則第15条第38項の条例で定める割合は3分の2とする。
15	法附則第15条第43項の条例で定める割合は2分の1とする。	15	法附則第15条第44項の条例で定める割合は2分の1とする。
16	法附則第15条第44項の条例で定める割合は3分の2とする。	16	法附則第15条第45項の条例で定める割合は3分の2とする。
17	法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は0とする。	17	法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は0とする。
18	略	18	略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)		(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	
第10条の3	略	第10条の3	略
2～5	略	2～5	略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略
7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略
(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略	(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略
(6)居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略	(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略
8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条

第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 略 9 略 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6) 略 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) 略 9 略 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) 略 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
---	---

(1)~(6) 略 12 略	(1)~(6) 略 12 略
-------------------	-------------------

豊岡市市税条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
(市民税の申告) 第36条の2 略 2～5 略 6 略 7 略 8 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の 給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日まで、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略	(市民税の申告) 第36条の2 略 2～5 略 6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。 7 略 8 略 9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日まで、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) 略 (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

_____(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に
経由すべき同項の _____ 公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払

(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等 _____ の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その _____

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払

者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がなない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。	者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がなない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
3 略	3 略
4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。	4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。
5 略 (市民税に係る不申告に関する過料)	5 略 (市民税に係る不申告に関する過料)
第36条の4 市民税の納税義務者のうち第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった者又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった者は、10万円以下の過料に処する。	第36条の4 市民税の納税義務者のうち第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかった者又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかった者は、10万円以下の過料に処する。
2～3 略 (日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の非課税の範囲)	2～3 略 (日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の非課税の範囲)
第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税の種	第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税

____を課さない。

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

別割を課さない。

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2 兵庫県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 兵庫県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後に於いて知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣

の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る３輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によ りその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提 出すべき当該３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の 環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 略

略

2 略

3 自家用の３輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、

軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 略

略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条 に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定

を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2. 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(イ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(イ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第44条第1項第

3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円

	10,800円	8,100円
第2号ア(7) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税 〃 〃 の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税 〃 〃 の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税 〃 〃 の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税 〃 〃 に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税 〃 〃 の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

	項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての<u>軽自動車税の納期限とし、当該</u>とする。
--	--

豊岡市市税条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 _____（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略 2～4 略	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は单身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2 略 附 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略 2～4 略 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～3 略	のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～3 略
---	--

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
第1条の2 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） 第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中 「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 3輪のもの 年額 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」を 「(7) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (4) 3輪のもの 年額 3,900円 (7) 4輪以上のもの a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円	第1条の2 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） 第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中 「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 3輪のもの 年額 3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 」を 「(7) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (4) 3輪のもの 年額 3,900円 (7) 4輪以上のもの a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

に改め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円」を

「(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円」に改める。

(中略)

附則第15条の次に次の5条を加える。

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

に改め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円」を

「(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円」に改める。

(中略)

附則第15条の次に次の5条を加える。

(中略)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法

附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 略	附則第30条」に改め、「軽自動車税」の右に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 略
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 (4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第5項並びに第14項及び第15項の規定 令和元年10月1日	附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1)～(3) 略 (4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中豊岡市市税条例の一部を改正する条例附則第20項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第5項並びに第14項及び第15項の規定 平成31年10月1日
(市民税に関する経過措置) 2～4 略 5 第1条の2の規定による改正後の豊岡市市税条例（附則第14項及び第15項において「元年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。	(市民税に関する経過措置) 2～4 略 5 第1条の2の規定による改正後の豊岡市市税条例（附則第14項及び第15項において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置) 6～12 略 (軽自動車税に関する経過措置) 13 略 14 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 15 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。	(固定資産税に関する経過措置) 6～12 略 (軽自動車税に関する経過措置) 13 略 14 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。 15 <u>元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
---	---

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
第1条 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第48条第1項中「による申告書」の右に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところに	第1条 豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。 （中略） 第48条第1項中「による申告書」の右に「（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところに

より、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

より、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の8項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前

- 3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 略

(4) 第2条中豊岡市市税条例第94条第3項の改正規定 令和元年10月1日

(5) 第1条中豊岡市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 令和2年4月1日

(6) 第3条並びに附則第17項から第22項までの規定 令和2年10月1日

(7) 第1条中豊岡市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに附則第3項の規定 令和3年1月1日

(8) 第4条並びに附則第23項から第28項までの規定 令和3年10月1日

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 略

(4) 第2条中豊岡市市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中豊岡市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第17項から第22項までの規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中豊岡市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに附則第3項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第23項から第28項までの規定 平成33年10月1日

日 (9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u> 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成30年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (市民税に関する経過措置) 4 第1条の規定による改正後の豊岡市市税条例（次項において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 5～15 略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置) 16 平成30年10月1日から<u>平成31年</u>9月30日までの間における附則第14項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 17 略	日 (9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成30年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の豊岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度</u>分までの個人の市民税については、なお従前の例による。 (市民税に関する経過措置) 4 第1条の規定による改正後の豊岡市市税条例（次項において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。 5～15 略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置) 16 平成30年10月1日から<u>令和元年</u>9月30日までの間における附則第14項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。 17 略
---	--

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 18 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 19 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第25項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 20 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 21 附則第18項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の豊岡市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 18 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。
- 19 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第25項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 20 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 21 附則第18項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の豊岡市市税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第19条、第98条第4

項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

22 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第18項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて附則第18項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

23 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

24 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることがとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域

項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

22 2年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第18項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて附則第18項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであつた旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

23 略

(手持品課税に係る市たばこ税)

24 令和3年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることがとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域

内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 25 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。 26 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 27 附則第24項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の豊岡市市税条例(以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	略
内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。 25 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平成33年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。 26 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。 27 附則第24項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の豊岡市市税条例(以下この項及び次項において「<u>33年新条例</u>」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	略
28 <u>3年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第24項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添	28 <u>33年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第24項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添

付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて附則第24項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて附則第24項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第56号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

国民健康保険税の税率の改定等を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第3条第1項中「100分の4.7」を「100分の4.66」に改める。

第4条中「100分の10.71」を「100分の8.78」に改める。

第5条中「1万8,500円」を「1万8,600円」に改める。

第6条中「100分の3.1」を「100分の2.49」に改める。

第7条中「100分の6.9」を「100分の4.64」に改める。

第7条の2中「1万1,200円」を「9,500円」に改める。

第7条の3第1号中「8,500円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「4,250円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「6,375円」を「5,400円」に改める。

第8条中「100分の2.16」を「100分の2.7」に改める。

第9条中「100分の6.89」を「100分の7.24」に改める。

第9条の2中「1万400円」を「1万2,900円」に改める。

第9条の3中「5,400円」を「6,700円」に改める。

第21条各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同条第1号ア中「12,950円」を「13,020円」に改め、同号ウ中「7,840円」を「6,650円」に改め、同号エ(7)中「5,950円」を「5,040円」に改め、同号エ(イ)中「2,975円」を「2,520円」に改め、同号エ(ウ)中「4,463円」を「3,780円」に改め、同号オ中「7,280円」を「9,030円」に改め、同号カ中「3,780円」を「4,690円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同号ア中「9,250円」を「9,300円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「4,750円」に改め、同号エ(7)中「4,250円」を「3,600円」に改め、同号エ(イ)中「2,125円」を「1,800円」に改め、同号エ(ウ)中「3,188円」を「2,700円」に改め、同号オ中「5,200円」を「6,450円」に改め、同号カ中「2,700円」を「3,350円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同号ア中「3,700円」を「3,720円」に改め、同号ウ中「2,240円」を「1,900円」に改め、同号エ(7)中「1,700円」を「1,440円」に改め、同号エ(イ)中「850円」を「720円」に改め、同号エ(ウ)中「1,275円」を「1,080円」に改め、同号オ中「2,080円」を「2,580円」に改め、同号カ中「1,080円」を「1,340円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を61万円とすること。(第2条関係)
- (2) 基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の4.66とすること。(第3条関係)
- (3) 基礎課税額に係る資産割額の税率を100分の8.78とすること。(第4条関係)
- (4) 基礎課税額に係る被保険者均等割額を1万8,600円とすること。(第5条関係)
- (5) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を100分の2.49とすること。
(第6条関係)
- (6) 後期高齢者支援金等課税額に係る資産割額の税率を100分の4.64とすること。
(第7条関係)
- (7) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を9,500円とすること。
(第7条の2関係)
- (8) 後期高齢者支援金等課税額に係る一般の世帯別平等割額を7,200円とし、特定世帯の世帯別平等割額を3,600円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を5,400円とすること。(第7条の3関係)
- (9) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率を100分の2.7とすること。(第8条関係)
- (10) 介護納付金課税額に係る資産割額の税率を100分の7.24とすること。(第9条関係)
- (11) 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を1万2,900円とすること。(第9条の2関係)
- (12) 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額を6,700円とすること。(第9条の3関係)
- (13) 低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減額を所得金額等に応じて定めると。
(第21条関係)
- (14) その他所要の規定の整備をすること。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3～4 略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.7</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の10.71</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1</u>	(課税額) 第2条 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3～4 略 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の4.66</u>を乗じて算定する。 2 略 (国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の8.78</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1</u>

<u>万8,500円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.1</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6.9</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1万1,200円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,500円</u> (2) 特定世帯 <u>4,250円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,375円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.16</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額)	<u>万8,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.49</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.64</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,200円</u> (2) 特定世帯 <u>3,600円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,400円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.7</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額)
---	--

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6.89</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万400円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,400円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,950円</u> イ 略	第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.24</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>1万2,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,700円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) 略 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>13,020円</u> イ 略
--	---

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,840円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,950円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,975円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,463円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,280円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,780円</u> (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>27万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,250円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,650円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,040円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,520円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,780円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,030円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,690円</u> (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>9,300円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主
--	---

を除く。) 1人について <u>5,600円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,250円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,125円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,188円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,200円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,700円</u> (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>50万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,700円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,240円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世	を除く。) 1人について <u>4,750円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,600円</u> (イ) 特定世帯 <u>1,800円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>2,700円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,450円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,350円</u> (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,720円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,900円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世
---	---

帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,700円</u> (イ) 特定世帯 <u>850円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,275円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,080円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,080円</u>	帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,440円</u> (イ) 特定世帯 <u>720円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>1,080円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,580円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,340円</u>
--	--

第57号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者のうち生活保護受給者等に対する令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料率の減額賦課を定めるため。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「33,210円」を「27,675円」に改め、同条に次の2項を加える。

7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,675円」とあるのは、「42,435円」と読み替えるものとする。

8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「27,675円」とあるのは、「53,505円」と読み替えるものとする。

第10条中「地方税法」の右に「(昭和25年法律第226号)」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の条例第3条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成30年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 第1号被保険者のうち生活保護受給者、市民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者等の令和元年度及び令和2年度の介護保険料の減額賦課を定めること。
(第3条関係)
- (2) その他所要の規定の整備をすること。

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市介護保険条例第3条の規定は、平成31年4月1日から適用すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例第3条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成30年度分までの保険料率については、なお従前の例によること。
(附則第2項関係)

豊岡市介護保険条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(保険料率) 第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(10) 略 2 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。 3 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、190万円とする。 4 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。 5 平成30年度から平成32年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,210円とする。	(保険料率) 第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(10) 略 2 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、120万円とする。 3 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、190万円とする。 4 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。 5 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。 6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度 における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,675円とする。 7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,675円」とあるのは、「42,435円」と読み替えるものとする。 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての

(保険料に関する申告) 第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法 <u>第317条の2</u> 第1項の申告書(当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合には、この限りでない。	保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「27,675円」とあるのは、「53,505円」と読み替えるものとする。 (保険料に関する申告) 第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法 <u>(昭和25年法律第226号)第317条の2</u> 第1項の申告書(当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合には、この限りでない。
---	--

第58号議案

豊岡市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市農業共済条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

園芸施設共済の加入資格者の要件に係る特定園芸施設の設置面積の下限を引き下げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市農業共済条例の一部を改正する条例

豊岡市農業共済条例(平成30年豊岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。
第134条第1項中の「2アール」を「1平方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市農業共済条例の規定は、この条例の施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

豊岡市農業共済条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

園芸施設共済の加入資格者の要件に係る特定園芸施設の設置面積の下限を、2アールから1平方メートルに引き下げること。(第134条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市農業共済条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
(園芸施設共済資格者) 第134条 市との間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができ る者は、次に掲げる要件の全てを備えている者（その者が所有し、又 は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラ スにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては、その設置 面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が2アール 未 満である者を除く。以下「園芸施設共済資格者」という。）とする。 (1)～(2) 略 2 略	(園芸施設共済資格者) 第134条 市との間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができ る者は、次に掲げる要件の全てを備えている者（その者が所有し、又 は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラ スにより造られている特定園芸施設の設置面積にあっては、その設置 面積に2を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が1平方メートル未 満である者を除く。以下「園芸施設共済資格者」という。）とする。 (1)～(2) 略 2 略

第59号議案

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する規定の整備等をするため。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例

豊岡市火災予防条例（平成17年豊岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第40条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条第6号中「前条」を「前条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第40条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市火災予防条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 工業標準化法が産業標準化法に改正されたことに伴い、日本工業規格という名称を日本産業規格に改めること。(第22条関係)
- (2) 住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、住宅の部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を、国の定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときを加えること。(第40条の5 関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市火災予防条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(避雷設備) 第22条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u> _____に適合するものとしなければならない。 2 略 (設置の免除) 第40条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第40条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリングラレー設備（標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリングラレーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) 略	(避雷設備) 第22条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）</u>に適合するものとしなければならない。 2 略 (設置の免除) 第40条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。 (1) 第40条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリングラレー設備（標示温度が75度以下で種別が1種の閉鎖型スプリングラレーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) 略 (6) 第40条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に<u>特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u>

(6) 第40条の3第1項各号又は前条に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。	(7) 第40条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
---	--